（令第二十五条第一号ロ及び第二号ロの国土交通省令で定める一般交通用施設）

第十四条の三　令第二十五条第一号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。　（新設）

一　生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律百八十号）による道路

二　前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十五条第一号柱書の生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

2　令第二十五条第二号ロの国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号柱書の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設（道路法による道路を除く。）のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

（令第二十五条第二号柱書に規定する市町村による指定）

第十四条の四　令第二十五条第二号柱書の市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であって、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。　（新設）

（行為の届出）

第十四条の五　法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。　（新設）

一　令第二十五条第一号に掲げる行為　行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

二　令第二十五条第二号に掲げる行為　平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

第十四条の六　法第二十四条の六第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに行為の完了予定日とする。　（新設）

（変更の届出）

第十四条の七　法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十五条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。）とする。　（新設）

第十四条の八　法第二十四条の六第二項の規定による届出は、第五号の三様式による変更届出書を提出して行うものとする。　（新設）

2　第十四条の五の規定は、前項の届出について準用する。

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

第十四条の九　公共交通事業者等及び道路管理者は、法第二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあったときは、旅客施設及び特定道路に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。　（新設）

2　市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。